

# 交通事故、自損事故、 第三者（他人）等の行為による傷病届

## 第三者等の行為による傷病届とは

交通事故など、第三者（加害者）の行為が原因でケガをした場合でも、健康保険で診療を受けることができます。

健康保険で診療を受けるときは、保険証を医療機関の窓口に提示し、負傷の原因が交通事故や第三者等の行為によるケガであることを申し出ます。その場合は、協会けんぽ（加入している健康保険）に対して速やかに保険証の使用を報告し、「第三者等の行為による傷病届」の提出が必要になります。

## 手続き方法

「第三者等の行為による傷病届」（\*）に次の書類を添付し、速やかに協会けんぽへご提出ください。

相手のある 交通事故の場合	①交通事故証明書（自動車安全運転センターで発行、 <b>原本をご提出ください</b> ） ②負傷原因報告書（*） ③事故発生状況報告書（*） ④損害賠償金納付確約書・念書（*） ⑤同意書（*） ⑥示談が成立している場合は示談書のコピー ⑦その他必要に応じて協会けんぽが求める書類
------------------	---

（\*）の印がついた書類は、協会けんぽに用紙がございます。

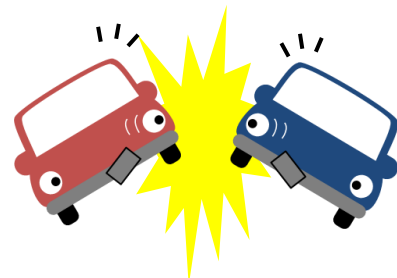
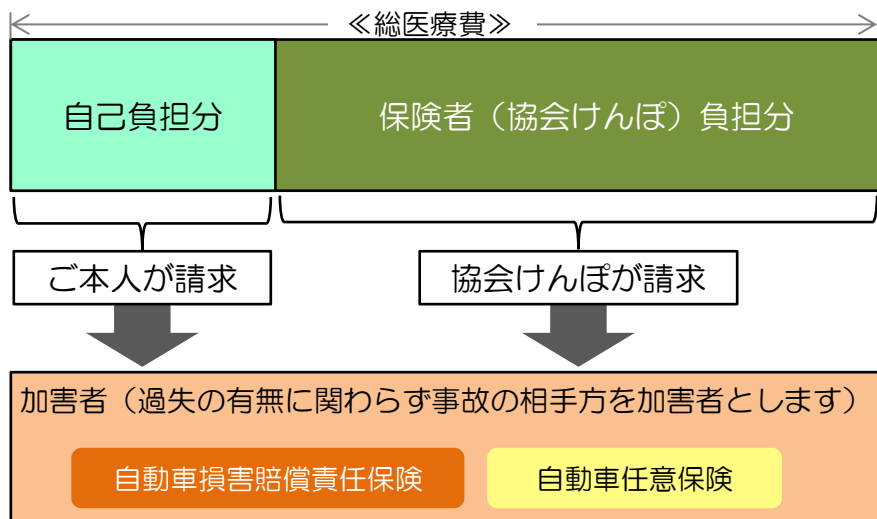
自損事故の場合	①交通事故証明書（自動車安全運転センターで発行、コピーでも可） ②負傷原因報告書 ③事故発生状況報告書 ④その他必要に応じて協会けんぽが求める書類
---------	--

※ここでのいう自損事故とは、自動車・オートバイ等による交通事故を指します。その他一般のケガについては上記の届出は不要です。

交通事故以外の 第三者による ケガの場合	①負傷原因報告書 ②同意書 ③損害賠償金納付確約書 ④示談が成立している場合は示談書のコピー ⑤その他必要に応じて協会けんぽが求める書類
----------------------------	--

## 治療に要した費用請求

協会けんぽでは、この届出に基づき、被害者の治療に要した費用などを事故の相手方もしくは自動車保険会社に請求をおこないます。



## 示談について

示談によって受け取った示談金が、今後の治療費まで含んでいると解釈される場合、その後の治療は保険給付の対象とはなりません。

健康保険で治療が受けられるかどうかは、示談の内容によって決まりますので、示談は慎重におこなわなければなりません。

### 【 工作中・通勤途中の事故の可能性のある場合の確認の流れ 】

- ①事業所担当者様は、対象者から状況を確認のうえ、労働基準監督署に相談
- ②相談した結果、業務災害・通勤災害に該当しない場合は、労働基準監督署の担当者名、該当しない理由を控え、協会けんぽへ連絡
- ③対象者から「負傷原因報告書」を提出

### 注意事項

- ・ 工作中や通勤途中での事故は、健康保険では診療を受けることができません。事業主を通じて管轄の労働基準監督署へご相談ください。
- ・ 自分の過失が大きく加害者であるとしても、「第三者等の行為による傷病届」等の書類上は、事故の相手方を加害者とし、ご記入ください。
- ・ 単独事故でも、事故車に同乗していた場合は自損事故扱いにはなりません。相手のある事故用の届出が必要です。その際、相手方は運転していた方になります。
- ・ 「損害賠償金納付確約書」は相手方に記入していただきます。
- ・ 捺印漏れがないように必ず確認のうえ、ご提出ください。

## 全国健康保険協会 秋田支部

協会けんぽ

営業時間 8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)

〒010-8507 秋田市旭北錦町5-50 シティビル秋田2階

TEL: 018-883-1892 FAX: 018-883-1544

HP: <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/akita/>

各種申請書は、協会けんぽのホームページからダウンロードできます

